

**「山口県外来医療計画（素案）」に対する  
パブリック・コメントの概要及び県の考え方**

- 1 意見の募集期間 令和元年12月26日（木）から令和2年1月27日（月）まで
- 2 意見の件数 2人 15件
- 3 意見の内容と県の考え方

**【今後の施策の推進に関するもの】**

| No. | 意見の内容   | 意見に対する県の考え方   |
|-----|---|---|
| 1   | 医療計画とは、「本来ゼロが望ましいもののある程度の設置維持が必要な上に営業として成り立つことが必要」と言う難題と感じる。抽象的な意見だが、適切な施策実施を願う。  | いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。  |
| 2   | 関係するであろう計画（山口県医師確保計画）を課は同じとはいえ別部署で作成実施されている、各種弊害発生を危惧する。計画の丁寧な運営を願う。  | 「山口県医師確保計画」及び「山口県外来医療計画」は、いずれも、「山口県保健医療計画」の一部として策定するものです。<br>いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。 |
| 3   | この計画は医師を対象としていることは理解しているが、歯科医師においても似たような現象は起こっていることを理解いただきたい。居住している周南市では、北部地域で現在は歯科医院が2軒あるが、新規開業の予定等を聞かない。今後、山間部の歯科診療、特に在宅診療についての懸念は大きい。<br>計画（素案）では、「診療所の開設は自由開業制であり…地域医療への協力を求めるものであること」「『夜間や休日等における地域の初期救急医療に関する外来医療の提供状況』『在宅医療の提供状況』『産業医・学校医…等の公衆衛生に係る医療の提供状況』を圏域ごとに協議を行う」とあり、地元の医師会との協力体制の基に計画を遂行していこうということだと理解している。<br>将来的なことかもしれないが、歯科も医科と同様に検討をしてもらおうと、バランスが取れてくるのではないかと。 | 医療法上、当計画は医師を対象としており、現状で対応することは困難ですが、いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。                          |

【記載内容の修正・追加等に関するもの】

| No. | 意見の内容   | 意見に対する県の考え方   |
|-----|---|---|
| 4   | 「職域における保健対策」が挙げられているが、メンタルヘルス、健康経営以外の点でも、「普及啓発」必要事項について企業への通知連絡宣伝広報は重要と考える。可能であれば本計画に上記内容追記を願う。 | 別記1「職域における保健対策」については「第7次山口県保健医療計画」（平成30年（2018年）3月策定）から関連箇所を抜粋したものです。いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。<br>当計画については、金融機関等、開業に関わる企業等に対しても積極的な周知を図ることとしています。 |

【表記の方法等に関するもの】

| No. | 意見の内容  | 意見に対する県の考え方                           |
|-----|--|---------------------------------------|
| 5   | 所々専門用語が散見される。用語解説の掲載を願う。<br>パブリック・コメント/県民意見募集の資料には何らかの形での用語解説の掲載を必須とする対応を願う。 | いただいたご意見を踏まえ、専門用語については可能な限り注釈を記載しました。 |
| 6   | 年代表記が元号のみ、西暦のみ、双方併記が混在している様に見受けられる。分かりやすくするため西暦への統一または全て双方併記を願う。             | いただいたご意見を踏まえ、年号については西暦を併記するよう努めました。   |

【その他（パブリック・コメントの実施方法）】

| No. | 意見の内容   | 意見に対する県の考え方  |
|-----|---|--|
| 7   | 当案件、140頁の大量の資料であり、又本来関係法令等も参照しての意見送付をすべきと考える。その様な案件を、年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計9案件実施（12/27時点）の中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見公募の体を成していないと考える。<br>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。<br>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。 | 本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。<br>意見募集の時期・期間については、各々の計画等策定過程の中で決定しており、再意見募集の実施や期間延長は考えておりません。<br>いただいたご意見については、今後パブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。 |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 8  | <p>この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。</p> <p>前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を願う。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>  |  |
| 9  | <p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」「年末年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」「募集時期集中時の期間延長」等について何らかの対応(各部署への通知指示広報等)がなされたかどうか明示願う。</p> <p>前述対応が無かった場合は、「なぜ県として対応をしなかったのか」、当時の当該意見受取各部署に確認の上で対応非実施の理由を明示願う。</p> <p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願う。</p> |  |
| 10 | <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶する。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期</p>  |  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | 間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。   |  |
| 11 | 今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う(記事の場合は把握している範囲内)。 | パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(1月11日:山口新聞)により、広報に努めました。<br>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。 |
| 12 | 県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願う。   | 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。   |
| 13 | パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2～3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを願う。  | 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。  |
| 14 | 前述各意見に対する返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、判断明示願う。   | 意見提出者は2人、意見数は15件寄せられたことから、広報については、一定の効果があつたと考えています。  |
| 15 | 当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を願う。   | 本計画の策定に当たっては、「山口県医療審議会」での審議や、各保健医療圏に設置する「地域医療構想調整会議」や「地域医療対策協議会」、市町、関係機関等から幅広く意見を聴きながら作成しているところです。                 |